

香川県農業改良資金取扱要領

制定	平成15年	3月13日	14農経第29692号
一部改正	平成15年10月	7日	15農経第37021号
一部改正	平成16年	7月22日	16農経第23310号
一部改正	平成17年	1月21日	16農経第52214号
一部改正	平成17年	4月20日	17農経第2912号
一部改正	平成18年	7月21日	18農経第21170号
一部改正	平成19年	3月13日	18農経第56507号
一部改正	平成19年	8月10日	19農経第23659号
一部改正	平成20年	3月27日	19農経第23659号
一部改正	平成21年	3月24日	20農経第54473号
一部改正	平成21年10月	9日	21農経第30838号
一部改正	平成22年	9月28日	22農経第27104号
一部改正	平成23年	3月18日	22農経第54711号
一部改正	平成24年	9月10日	24農経第30486号
一部改正	平成25年	4月10日	25農経第2937号
一部改正	令和3年	9月1日	3農経第37713号
一部改正	令和4年	12月1日	4農経第310353号

目次

第1 趣旨

第2 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

2 認定基準

第3 貸付条件

1 貸付対象者

2 農業改良資金の内容

3 融資を行う機関

第4 認定申請手続

第1 趣旨

この要領は、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）に規定する農業改良資金の貸付資格の認定に関し、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）及び農業改良資金制度の運用について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知）並びに香川県農業経営改善関係資金基本要綱（平成15年3月3日付け14農経第29519号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第2 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

(1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項及び農業改良資金融通法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）で定めるところであり、基本要綱の第3の1の(1)において定める経営改善資金計画書（以下「経営改善資金計画書」という。）（基本要綱別紙1の(1)又は(2)）に含まれるため、知事は当該計画書により貸付資格の認定を行うものとする。

(2) 認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項の認定中小企業者をいう。以下同じ。）が作成する計画

農商工等連携促進法第12条第1項の規定に基づき、認定農商工等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）及び様式1により貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定中小企業者が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

- (3) 認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第2条第4項の事業協同組合等又は同条第6項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）が作成する計画

米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、知事は、米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）及び様式1により貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

- (4) 促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（日本公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいう。以下同じ。）が作成する計画

六次産業化法第9条第1項の規定に基づき、認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、認定総合化事業計画及び様式1により、貸付資格の認定を行うものとする。

2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法（農商工等連携促進法第12条第1項、米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。

なお、当該認定に当たっては次に定める要件のほか詳細を別紙1に定める。

- (1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

作目区分表

作目区分	米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他家畜
------	---

- (2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

- (3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等（法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下同じ。）にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

- (4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

- (5) 認定中小企業者に対する貸付けについては、認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等（連携先の団体（農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。）の構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。）が認定農商工等連携事業計画に従

って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下(5)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

- ① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること
- ② ①の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること
のいずれも満たさなければならない。
- ③ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「連携先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの①から③までの規定を準用する。この場合において、イの③中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

- (6) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀の生産の高度化に資するもの」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザ一式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

- (7) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。第3の1の(6)において同じ。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(7)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(7)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わな

いものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要の機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(7)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

第3 貸付条件

1 貸付対象者

- (1) 農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等
- (2) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（同計画に従ってバイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (3) 米穀新用途利用促進法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた米穀新用途利用促進法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等（同計画に従って米穀新用途利用促進法第2条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (4) 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者等を含む。）
- (5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項の環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項の特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者等を含む。）
- (6) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う認定中小企業者
- (7) 米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号の農業改良措置を行う認定中小製造事業者等
- (8) 六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う促進事業者
- (9) (6)から(8)のうち、次に掲げる場合については、貸付対象者から除外することとする。

ア 金融保険業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業をいう。）を営む場合

イ 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6か月を経過していない場合

ウ 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し法律上の手続を経ることなく金銭の貸借の媒介を業として行うものが介在する場合

エ 許認可及び登録等を必要とする業種にもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

2 農業改良資金の内容

- (1) 農業者等に対して貸し付ける場合

法第6条第1項の貸付資格の認定を受けた農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な次に掲げる資金とする。

ア 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

- イ 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
 - ウ 家畜の購入又は育成に必要な資金
 - エ 農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
 - オ 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - カ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - キ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - ク 品種の転換を行うのに必要な資金
 - ケ 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
 - コ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - サ オからコまでに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金
- (2) 認定中小企業者に対して貸し付ける場合
本要領第 2 の 2 の (2) に定める基準を満たすために必要な資金とする。
- (3) 認定中小製造事業者等に対して貸し付ける場合
本要領第 2 の 2 の (3) に定める基準を満たすために必要な資金とする。
- (4) 促進事業者に対して貸し付ける場合
本要領第 2 の 2 の (4) に定める基準を満たすために必要な資金とする。
- 3 融資を行う機関
公庫又は法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）とする。

第 4 認定申請手続

- (1) 貸付資格の認定に係る手続（認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に係る手続を除く。）は、次のとおりとする。
- ア 貸付けを受けようとする者は、様式 2 により、公庫又は融資機関に当該認定の申請書を提出するものとし、当該申請書を受け取った公庫又は融資機関は、様式 3 を添えて当該申請書を知事あてに、農業経営課へ提出するものとする。
 - イ アの書類の提出を受けた農業経営課は、貸付けを受けようとする者の住所地を所管する農業改良普及センターの長（以下「所管所長」という。）に当該申請書の写し及び提出依頼書（様式 4）により意見書等の提出を依頼するものとする。
 - ウ イの書類の依頼を受けた所管所長は、貸付資格の認定に関する意見を記載した「農業改良資金貸付資格に関する農業改良普及センターの意見書」（様式 5）及び資格認定の参考となる判断資料を、アの書類の受付から原則として 1 週間以内に農業経営課に送付するものとする。
 - エ 農業経営課は、普及センターからの意見書等を確認し、アにより申請書を提出した公庫又は融資機関に対し、アの書類の受付から原則として 2 週間以内に、様式 6 及び様式 7 により、当該認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。
 - オ 公庫又は融資機関は、エにより受け取った様式 6 による当該認定の審査結果の通知書を、貸付けを受けようとする者に送付するものとする。
 - カ なお、知事は、貸付資格の認定に当たって必要と認めるときは、公庫若しくは融資機関又は貸付けを受けようとする者から当該計画に関する資料を求めることができるものとする。
- (2) 貸付けを受けようとする者が認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者の場合にあっては、(1)を準用する。この場合において、規定中「様式 2」とあるのは「様式 1」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月7日から施行し、平成15年4月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年7月22日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成17年1月21日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成17年4月20日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年7月21日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年8月10日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年3月24日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年10月9日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年3月18日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。